

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 適正な処理の推進について

平成30年度 環境省
環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

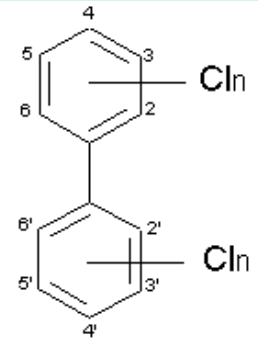
目次

- 1. PCB(ポリ塩化ビフェニル)について・・・・・・・・・・3
- 2. PCB廃棄物処理の経緯と現状・・・・・・・・・・9
- 3. PCB特別措置法に基づく規制について・・・・・・20
- 4. PCB廃棄物処理推進に係る各種制度等・・・・・・42
- 5. PCB廃棄物等の発見事例等・・・・・・・・・・53

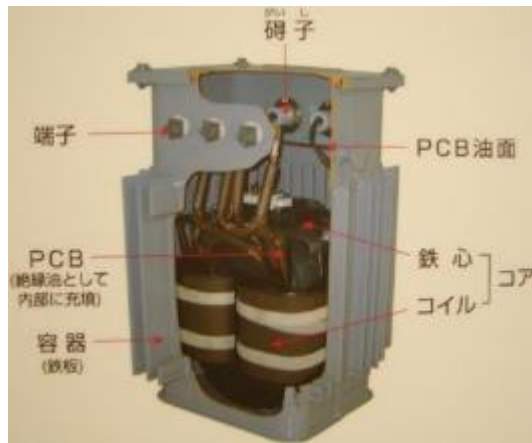
1. PCB(ポリ塩化ビフェニル)について

PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

- ◆ PCB(Polychlorinated biphenyl: ポリ塩化ビフェニル)
ビフェニルの水素が1～10個の塩素に置換した化合物の総称。
- ◆ 水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。
- ◆ 電気絶縁性等の性質により、主として、絶縁油、熱媒体、感圧複写紙に使用されていた。



高圧変圧器(トランス)



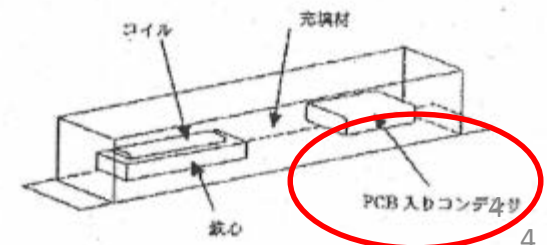
高圧コンデンサー



安定器



- ・ 変圧器とは、ある交流の電圧をそれより高い又は低い電圧に変える装置(高圧変圧器は、発電所、工場、ビルの受電設備、鉄道車両等で使用。このほか、配電用の柱上トランス等もある。)
- ・ コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する等の機能を持つ装置(送配電線等で使用)。
- ・ コンデンサーを内蔵する業務用・施設用蛍光灯器具等の安定器には、コンデンサー内にPCB油が使用されているものがある(住宅用では使われていない。)



(参考)PCBの用途、製品・使用場所の例

用 途	製品・使用場所の例
絶縁油 変圧器用 コンデンサー 用	工場・ビル・学校・病院・鉄道車両・船舶等の高低圧トランス、高低圧コンデンサ、リアクトル、配電用柱上トランス、蛍光灯・水銀灯等の安定器、家電用コンデンサ（カラーテレビ、エアコン、電子レンジ）
熱媒体（加熱と冷却）	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工場における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤 絶縁用 難燃用 その他	電線の被覆・絶縁テープ ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合 接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙	ノーカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙
塗料・印刷インキ	難燃性塗料、耐蝕性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、シーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤、石油添加剤

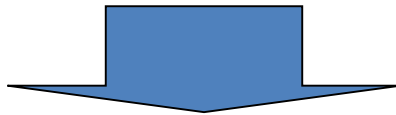
※それぞれの機器にPCBが含まれているかどうかは、銘板に載っている型式や製造年月日をもとに各メーカーに確認が必要。

PCBの有害性①

◆PCBは、一度環境中に放出されると汚染が残留・拡大する。

PCB の有害性（難分解性、高濃縮性、移動性）

- ◆ 環境中で分解されにくい(難分解性)
- ◆ 脂溶性で生物濃縮率が高い(生物蓄積性・濃縮性)
～食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい
- ◆ 揮発性で大気経由の移動がある(揮散・移動性)



- 水、底質や生物など広範囲に残留
- 周辺でPCBを使用していない極地の人・野生生物、遠洋の魚介類等にもPCB汚染が拡大

PCBの有害性②

- ◆ PCBは、慢性毒性を有し、一部はダイオキシン類に位置付けられている。
(血中総PCB濃度の生物学的許容値は $25\mu\text{g}/\text{l}$ (日本産業衛生学会))

PCB の有害性 (毒性)

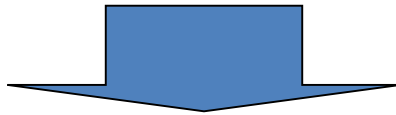
- ◆ 毒物や劇物に相当する急性毒性はないが、長期間の摂取により体内に蓄積。
- ◆ ヒトについては、目やに、まぶたの膨張、爪や口腔粘膜の色素沈着・黒化、座瘡様の発疹(ニキビ)、肝臓肥大と機能不全 等が報告。

コプラナーPCB

- ◆ 209種類のPCBの異性体のうちの12種類の総称。
- ◆ ダイオキシン類の一つと位置づけられている。

不純物としてのPCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)

- ◆ PCB製品に含まれている場合が多い。
- ◆ ダイオキシン類の一つと位置づけられている。



- 昭和43年に発生したカネミ油症は、PCBとPCDFによる複合的な中毒
- なお、母乳中のPCB濃度は、最も高かった1970年と比べて、1990年代では1/5に低下(大阪府調査)

(参考) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の概要

- 世界的に、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏等）への汚染の拡大が報告されたこと等を背景として、国際的な規制の取組が始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(PoPs条約)が平成16年5月に発効した。
- この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めている、我が国は平成14年8月にこの条約を締結している。

(参考)

1. PoPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)とは

- ① 環境中で分解しにくい(難分解性)
- ② 食物連鎖などで生物の体内に濃縮しやすい(高蓄積性)
- ③ 長距離を移動して、極地などに蓄積しやすい(長距離移動性)
- ④ 人の健康や生態系に対し有害性がある(毒性)

のような性質を持つ化学物質。

2. スtockホルム条約の目的

リオ宣言第15原則に掲げられた予防的アプローチに留意し、残留性有機汚染物質から、人の健康の保護及び環境の保全を図る。



2. PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB廃棄物の種類

◆現在、PCB廃棄物は高濃度、低濃度に分かれて処理を行っている。

高濃度PCB

①高圧変圧器・コンデンサー等

PCB濃度 60～100%、約34万台



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

②安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

約600万個

コンデンサー中のPCB濃度: 100%

③PCB汚染物(5,000mg/kg超)



感圧複写紙

感圧複写紙(約700トン)等

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の5事業所

※②、③は北海道・北九州のPCB処理事業所で処理

低濃度PCB

①微量のPCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等

約120万台



柱上変圧器

約100万台



OFケーブル

約1,400km

②PCB汚染物等(5,000mg/kg以下)



ウエス



インナー手袋



汚泥

廃油、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等

都道府県及び政令市の長による許可施設

環境大臣による無害化処理認定施設

※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

PCB廃棄物の経緯①

◆排出事業者責任の下、製造者・所有者により処理を試みたが進まず、国主導での処理。処理施設立地のため、世界に類を見ない大規模な「化学処理」を採用。

1954年(昭和29年) PCBの国内製造開始(鐘淵化学工業、三菱モンサント化成)

1968年(昭和43年) カネミ油症事件発生(PCBを原因とする食中毒事件)

1972年(昭和47年) 行政指導(通産省)により製造中止、回収等の指示

1973年(昭和48年) (財)電気絶縁物処理協会が、処理施設の立地に向けた取組を開始

11,000台が紛失
(平成10年
厚生省調査)

約30年間、処理施設立地が試みられるが、すべて失敗 (39戦39敗)

2001年(平成13年) スtockホルム条約(POPs条約)の採択

PCB廃棄物特別措置法の制定(当初の処理期限は平成28年7月)

環境省は、環境事業団(現 JESCO)を活用した、
「化学処理」による処理施設の整備に着手

2003年(平成15年) PCB廃棄物処理基本計画の策定

2004年(平成16年) 日本環境安全事業株式会社(JESCO)の発足(環境事業団から引継ぎ)

PCB廃棄物の経緯②

- ◆全国5か所の事業所で順次処理を開始。
- ◆各立地地域と約束した期限までに処理を完了するため平成28年度に法改正（後述）。

変圧器・コンデンサー等

2004年 (H16)	JESCO北九州事業所の操業開始
2005年 (H17)	JESCO豊田事業所、 東京事業所の操業開始
2006年 (H18)	JESCO大阪事業所の操業開始
2008年 (H20)	JESCO北海道事業所の操業開始

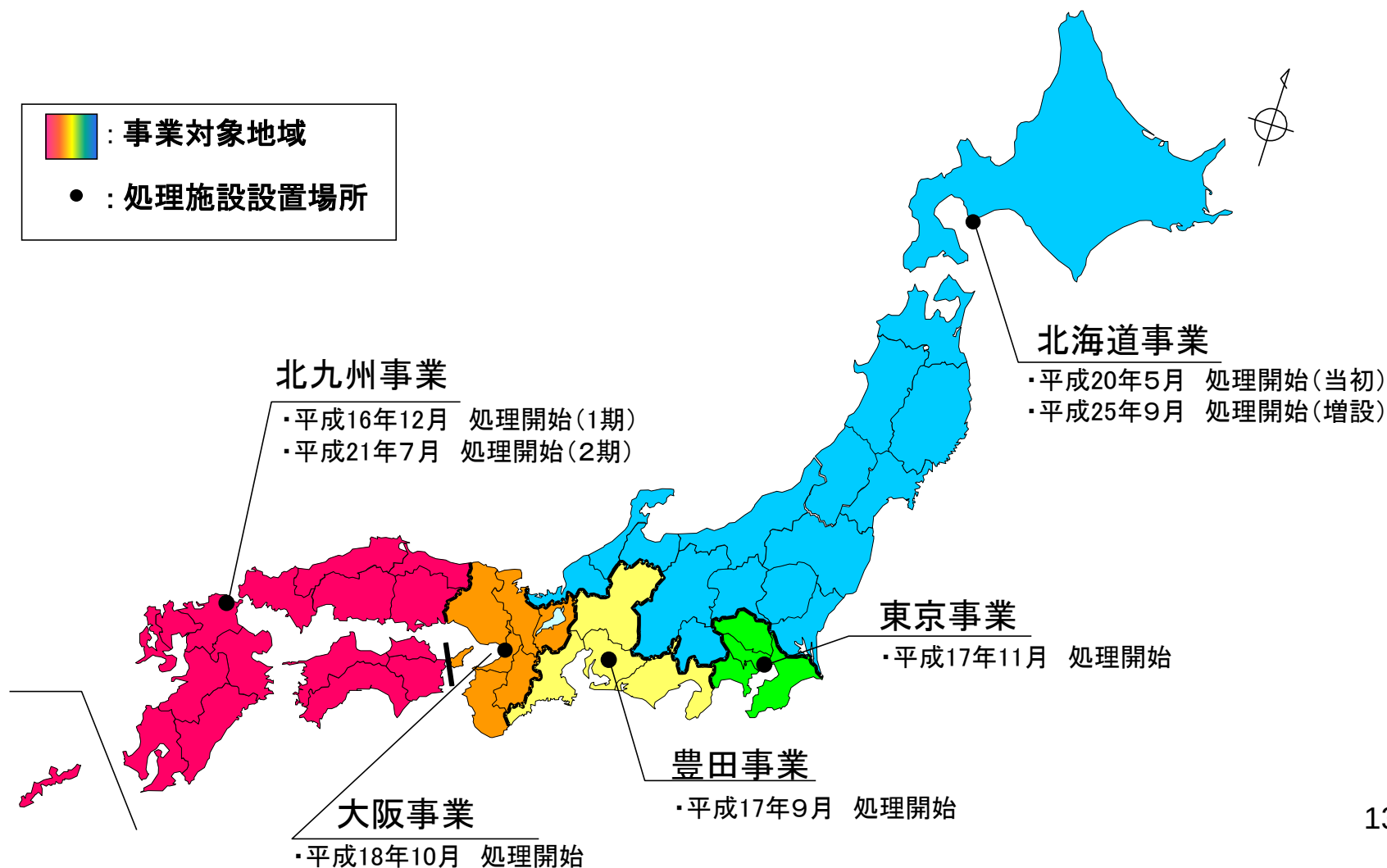
安定器等・汚染物

2009年 (H21)	JESCO北九州事業所のプラズマ溶融 炉操業開始
2013年 (H25)	JESCO北海道事業所のプラズマ溶融 炉操業開始

2011年(平成23年)	PCB特措置法施行10年を経過したのを契機に環境省が検討委員会を設け、法の 施行状況等を検討
2012年(平成24年)	政令を改正し、処理期限を延長 (平成28年7月→平成39年3月)
2014年(平成26年)	PCB廃棄物処理基本計画の変更 (エリアごとに計画的処理完了期限を設定) 日本環境安全事業株式会社法の改正(中間貯蔵事業の開始) 社名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)」と変更
2016年(平成28年)	PCB廃棄物特別措置法の改正 (平成28年5月2日公布、8月1日施行) PCB廃棄物処理基本計画の変更 (平成28年7月26日)

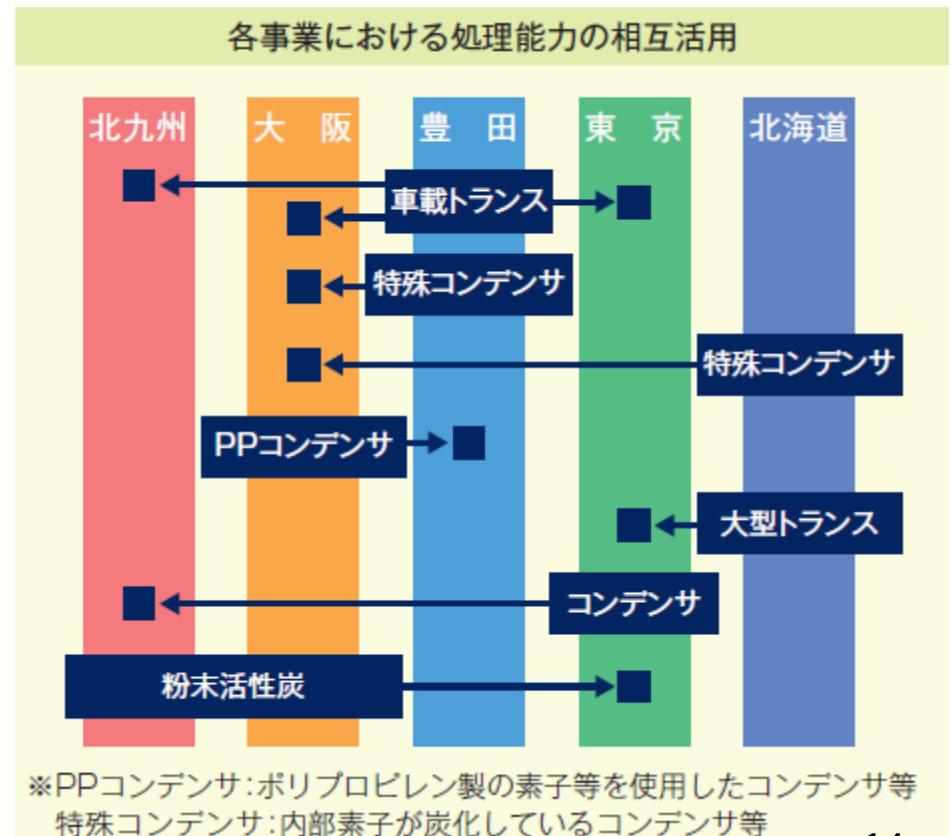
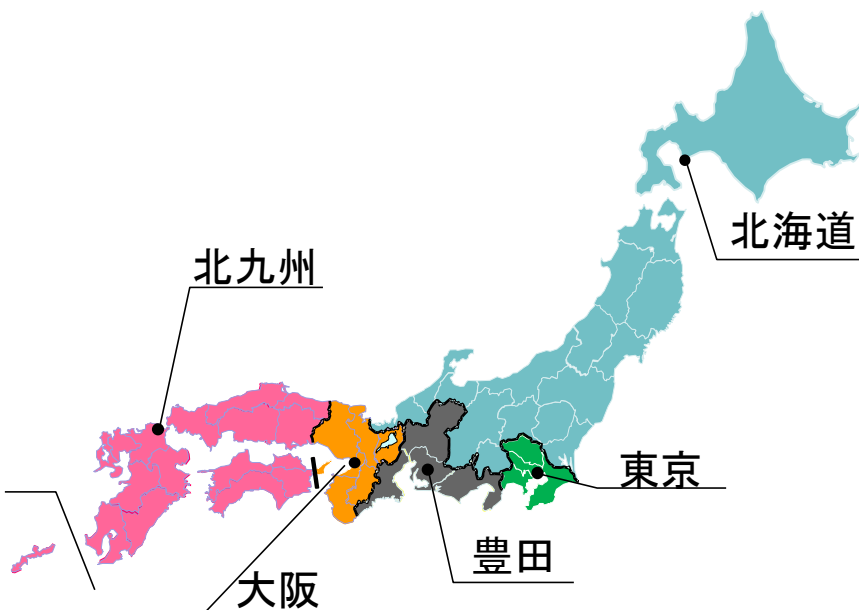
JESCOが設置している拠点的広域処理施設

- ◆全国5か所の立地地域の理解と協力の下、広域的な処理を行っている。
- ◆これまで大型変圧器等を約15,000台、大型コンデンサー等を約300,000台、安定器・汚染物等を約8,300トン処理してきている(平成30年3月末)。



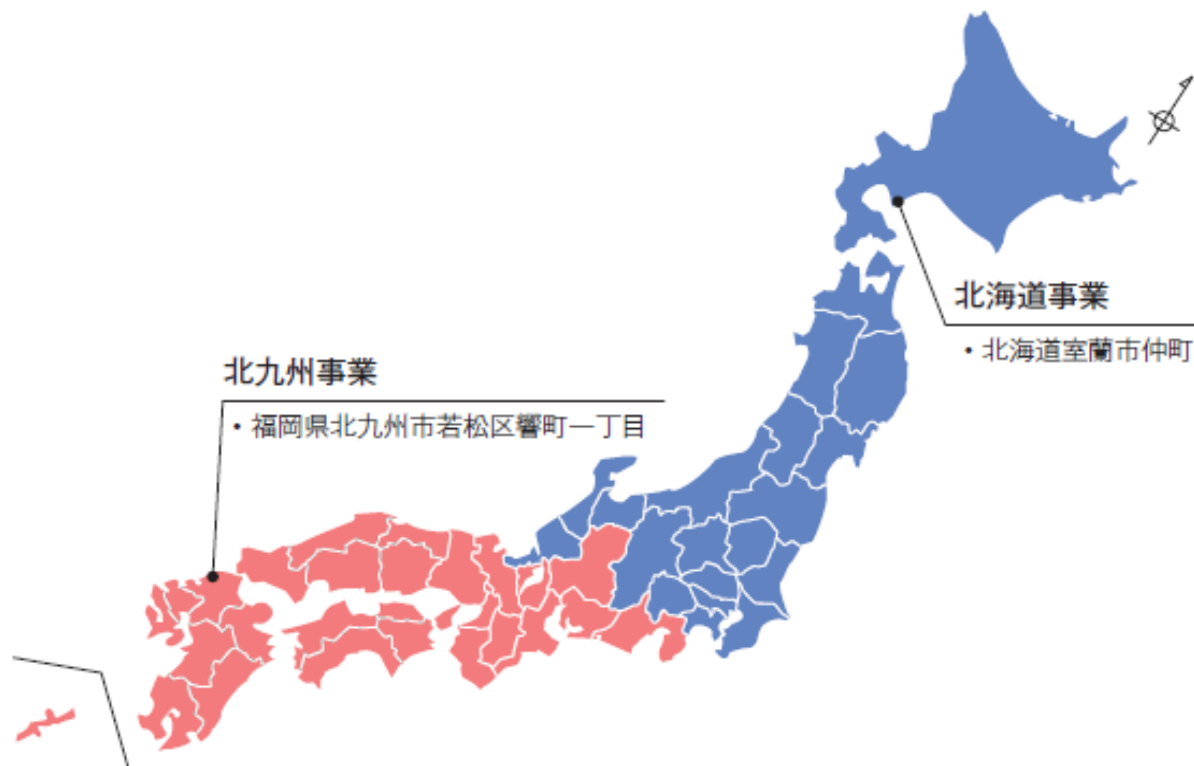
(参考)変圧器・コンデンサー等の処理体制

- ◆変圧器・コンデンサー等の処理は、全国5箇所のPCB処理施設において、処理対象エリアを割り当てて進めている。
- ◆平成26年6月のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、各施設の得意な分野を活かし、相互に処理能力を活用することで、全国のPCB廃棄物を可能な限り早く処理することとなっている。



(参考) 安定器等・汚染物の処理体制

- ◆ 安定器等・汚染物については、北九州事業所と北海道事業所において、それぞれのエリアの処理を進めていたが、大阪・豊田・東京事業エリアの処理体制が確保できなかった。
- ◆ 平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に基づき、北九州事業所と北海道事業所の2箇所の施設を活用し、全国の処理を行う体制となり、大阪・豊田事業エリアについては平成27年度から、東京事業エリアについては平成28年度から処理が開始された。



低濃度P C B廃棄物の処理の現状について

【平成30年9月末現在の状況】

無害化処理認定（大臣認定）

事業者数 35事業者

◎焼却方式 24事業者
（内、筐体処理：15事業者）

◎洗淨方式 11事業者
（内、分解・洗淨方式：3事業者）
移動式 9事業者
固定式 2事業者

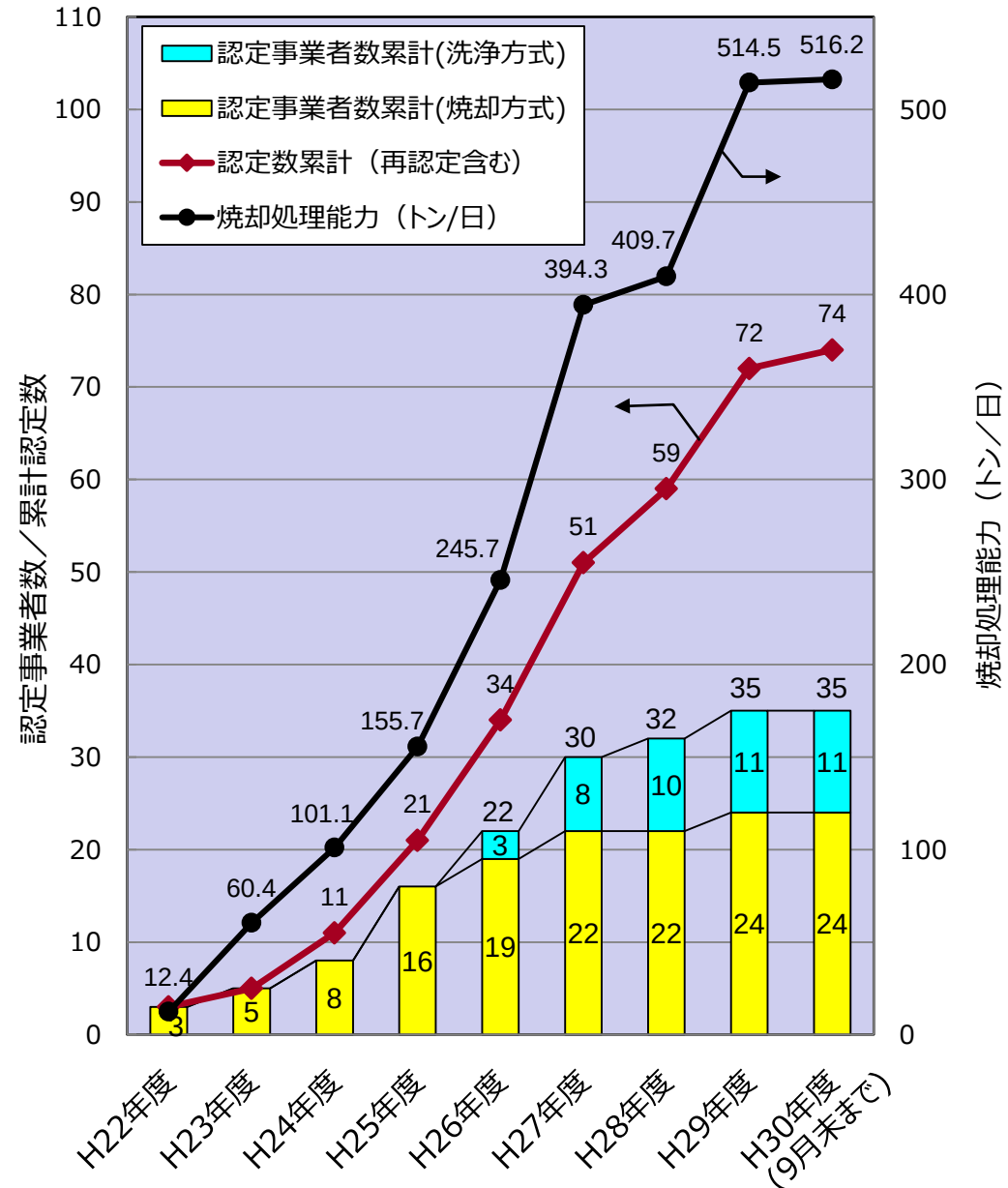
都道府県市の長の許可

事業者数 5事業者

◎焼却方式 3事業者
（内、筐体処理：1事業者）

◎洗淨方式 1事業者（固定式）

◎分解方式 1事業者（固定式）

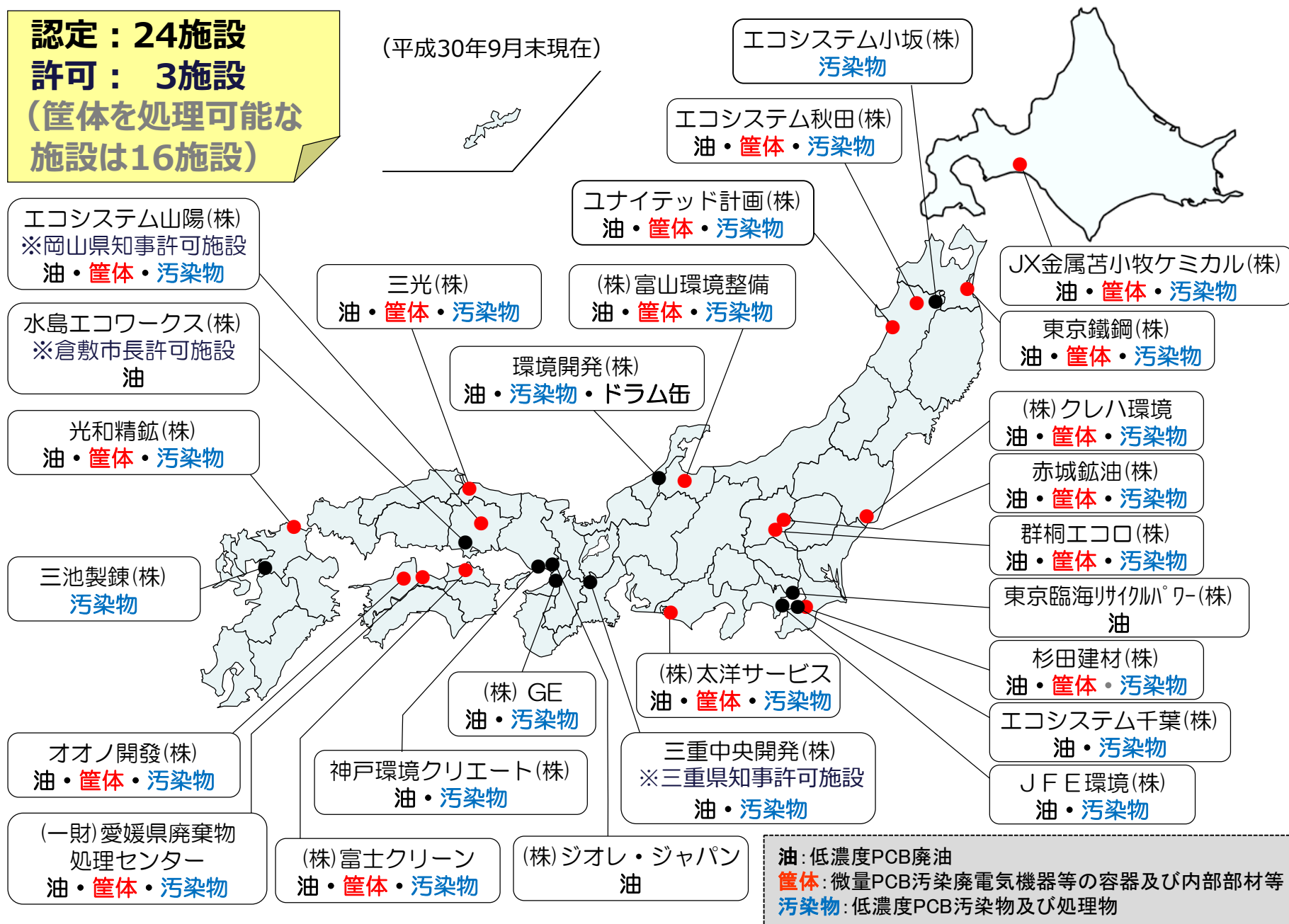


無害化処理認定数及び微量PCB汚染廃電気機器の焼却処理能力の推移（エコシステム山陽を含む）

(参考)低濃度P C B廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》

認定：24施設
許可：3施設
(筐体処理可能な施設は16施設)

(平成30年9月末現在)



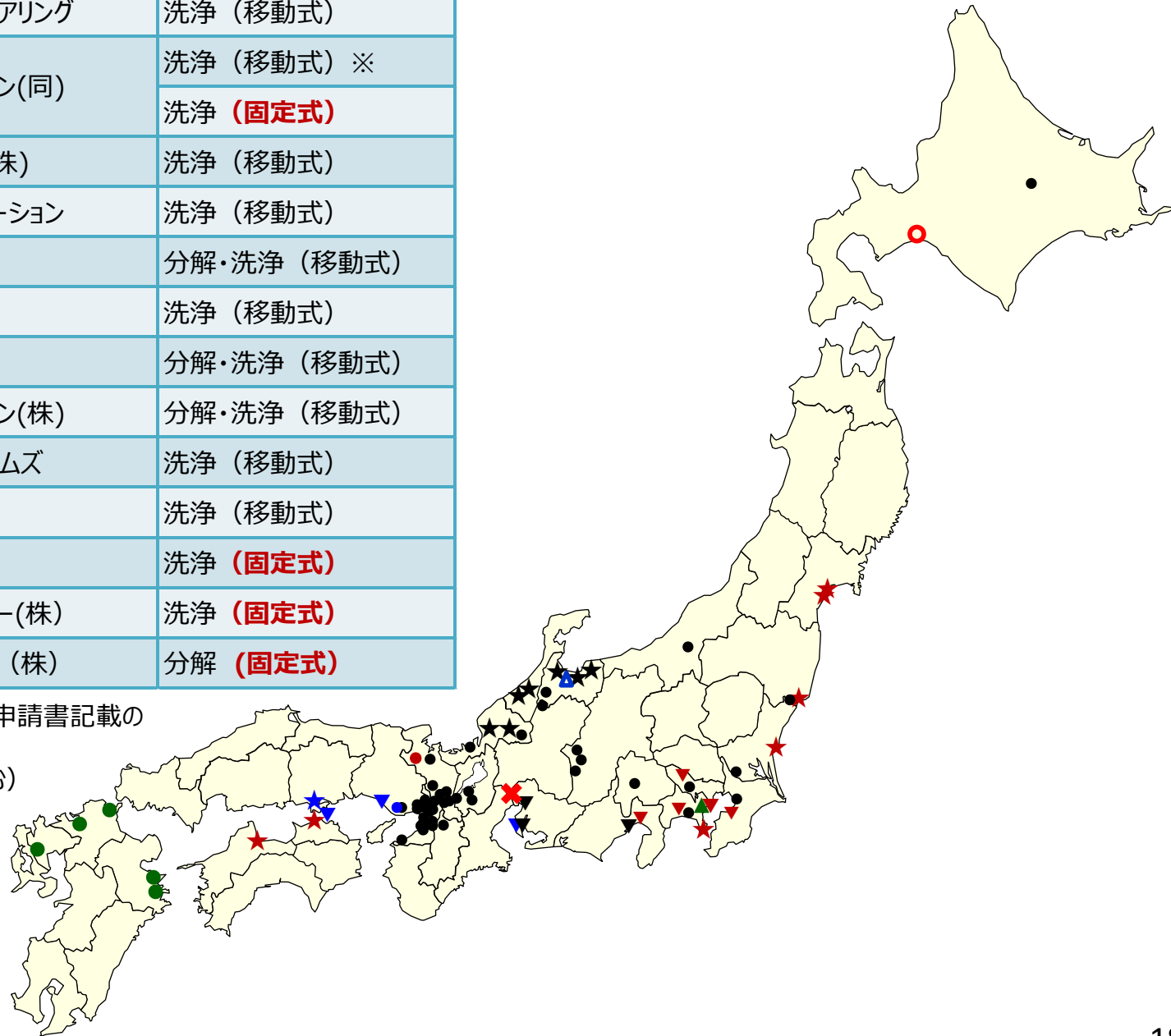
油: 低濃度PCB廃油
筐体: 微量PCB汚染廃電気機器等の容器及び内部部材等
汚染物: 低濃度PCB汚染物及び処理物

【参考】低濃度P C B廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式等》

1	●	(株)かんでんエンジニアリング	洗浄（移動式）
2	▼	中部環境ソリューション(同)	洗浄（移動式）※
	✕		洗浄（固定式）
3	★	北電テクノサービス(株)	洗浄（移動式）
4	●	(株)神鋼環境ソリューション	洗浄（移動式）
5	▼	ゼロ・ジャパン(株)	分解・洗浄（移動式）
6	★	中国電機製造(株)	洗浄（移動式）
7	●	日本シーガテック(株)	分解・洗浄（移動式）
8	▼	東芝環境ソリューション(株)	分解・洗浄（移動式）
9	★	(株)電力テクノシステムズ	洗浄（移動式）
10	●	九電産業(株)	洗浄（移動式）
11	○	北海道電力(株)	洗浄（固定式）
12	▲	東京パワーテクノロジー(株)	洗浄（固定式）
13	△	日本海環境サービス（株）	分解（固定式）

注) 移動式は無害化処理認定申請書記載の
処理実施場所
(処理が完了した場所を含む)

※ 平成30年6月 廃止
(平成30年9月末現在)



「平成29年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」

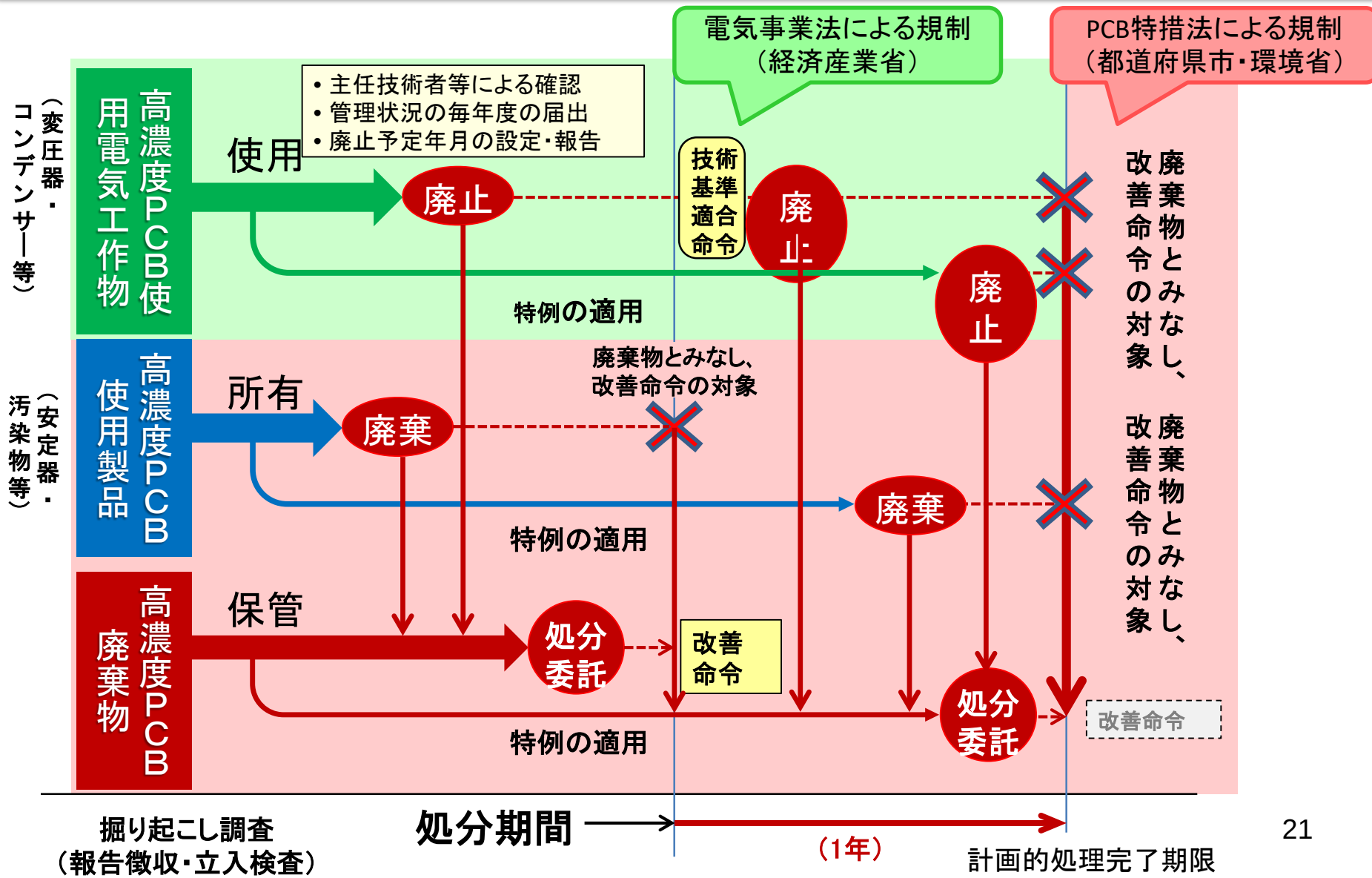
- 低濃度PCB廃棄物については、PCB特措法に基づき、保管事業者は平成39年3月31日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。
- 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品については、平成28年3月31日時点で、柱上変圧器以外の電気機器が120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400km存在すると推計されているが、使用中の機器も多いと考えられ、その全体像は必ずしも把握できていない状況にあるほか、主に使用中機器の分析等に係る課題も存在する。
- 現在、無害化処理認定業者を中心に処理が進められているが、今後計画的に適正処理を推進していくため、平成29年度には、「平成29年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会」を新たに設置し、低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握するための方策等に関する検討を行った。

- 今年度も引き続き、低濃度PCB処理の適正処理に向けて検討する予定。
- 保管事業者におかれては、PCBに汚染された恐れのある絶縁油中のPCB濃度分析等を積極的に行い、低濃度PCB廃棄物の把握と適正な処理を進めていただきたい。

3. PCB特別措置法に基づく規制について

PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る法制度の流れ

◆PCB廃棄物の適正な処理の推進に当たっては、PCB特別措置法と電気事業法の2つの法律で措置している。



PCB特別措置法の概要

＜平成13年7月施行(平成28年5月最終改正)＞

◆ 期間内の処分(第10条)

→ 施行令において定める**期間(例 北九州事業地域の変圧器・コンデンサーは平成30年3月)**内の処分を規定

◆ 保管の届出(第8条)

→ 保管事業者は、毎年、都道府県・政令市に保管・処分の状況を届出

◆ 譲り渡し・譲り受けの制限(第17条)

→ PCB廃棄物は、原則、譲り渡し、譲り受けてはならない

国の責務・役割

- 情報収集等、技術開発、処理体制の整備(5条)
- 処理基本計画の策定(6条)
- 処理施設の整備を推進(28条)

事業者の責務・役割

- 自らの責任による処理(3条)
- 保管・処分状況の届出(8条)
- 期間内の処分(10条)
- 承継(16条)

都道府県・政令市の責務・役割

- PCB廃棄物の状況把握(5条)
- 処理計画の策定(7条)
- 保管・処分状況の公表(9条)
- 保管事業者への指導・助言(11条)

PCB特別措置法の体系図

事業者

保管等の届出(第8条)

・毎年度、都道府県知事へ保管・所有等の状況を届け出なければならない。

紛失の防止

PCB使用製品の規制等(第18条)

・処分期間内に廃棄しなければならない。
処分期間会いに廃棄されなかった高濃度PCB廃棄物については、廃棄物とみなす。

期間内の処分(第10条)

・処分期間内に自ら処分するか又は処分を他人に委託しなければならない。

譲渡し及び譲受けの制限(第17条)

・脱法行為を防止するため、PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを制限。

国、都道府県等

計画の策定(第6条、第7条)

・環境大臣はPCB廃棄物処理基本計画を策定。
・都道府県等は国の基本計画に即してPCB廃棄物処理計画を策定。

保管等の状況の公表(第9条)

・都道府県知事は毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表。

総合的かつ計画的な施策の実施

報告徴収・立入検査(第24、25条)

・環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者又はその疑いのある者に対して報告徴収、立入検査。

改善命令(第12条)

・環境大臣又は都道府県知事は、期間内の処分義務に違反した場合に期限を定めて処分等を命令。

代執行(第13条)

・環境大臣又は都道府県知事は、改善命令による措置が期限内に講じられない場合等に自ら実施し、その費用を徴収。

確実な処分

PCB廃棄物処理基金(環境再生保全機構法)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理事業 (中間貯蔵・環境安全事業株式会社法)

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

PCB製造者等

責務(第4条)

・国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

基金への出えん等の協力

期限内の処理完了に向けて必要なステップと28年改正事項

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。

→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化
（第24条・第25条）

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

→ 使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

PCB廃棄物及びPCB使用製品の定義(法第2条)

高濃度PCB廃棄物

- PCB原液が廃棄物となったもの。
- PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの。
- PCBが塗布され、又は染みこんだ汚泥、紙くず等で、5000mg/kgを超えるもの。
- PCBが付着し、又は封入された金属くず等で、5000mg/kgを超えるもの。

JESCOで従来処理してきたPCB廃棄物を、法令上「高濃度PCB廃棄物」として定義。

従来より、無害化処理認定業者や特別管理産業廃棄物処分業者が処理を行ってきたPCB廃棄物については、これまでと変わらず、これらの業者において処理される。

高濃度PCB使用製品

- PCB原液。
- PCBを含む油のうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの。
- PCBが塗布され、又は染みこんだ製品で、5000mg/kgを超えるもの。
- PCBが付着し、又は封入された製品で、5000mg/kgを超えるもの。

廃棄されたときに高濃度PCB廃棄物となるものであり、基準は高濃度PCB廃棄物と同様。

高濃度PCB廃棄物の保管等の届出(法第8条)

保管等の届出

- 毎年6月末までに、保管事業者、処分業者は、前年度の保管及び処分の状況を届け出なければならない。

新様式に沿って自治体に処理実績を報告
(新様式による初の届出は、平成28年度分につき、平成29年6月末まで)
高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについても届出。

変更点1: 処分予定年月を記載
⇒ JESCOと調整済みであればそれを記載、未調整であれば保管事業者が処分を予定している年月を記載。
変更点2: 事業者の資本金の額、従業員数等の記入を不要とする。

※ 掘り起こし調査等により新たに保管又は所有が判明した場合は、速やかに届出する。

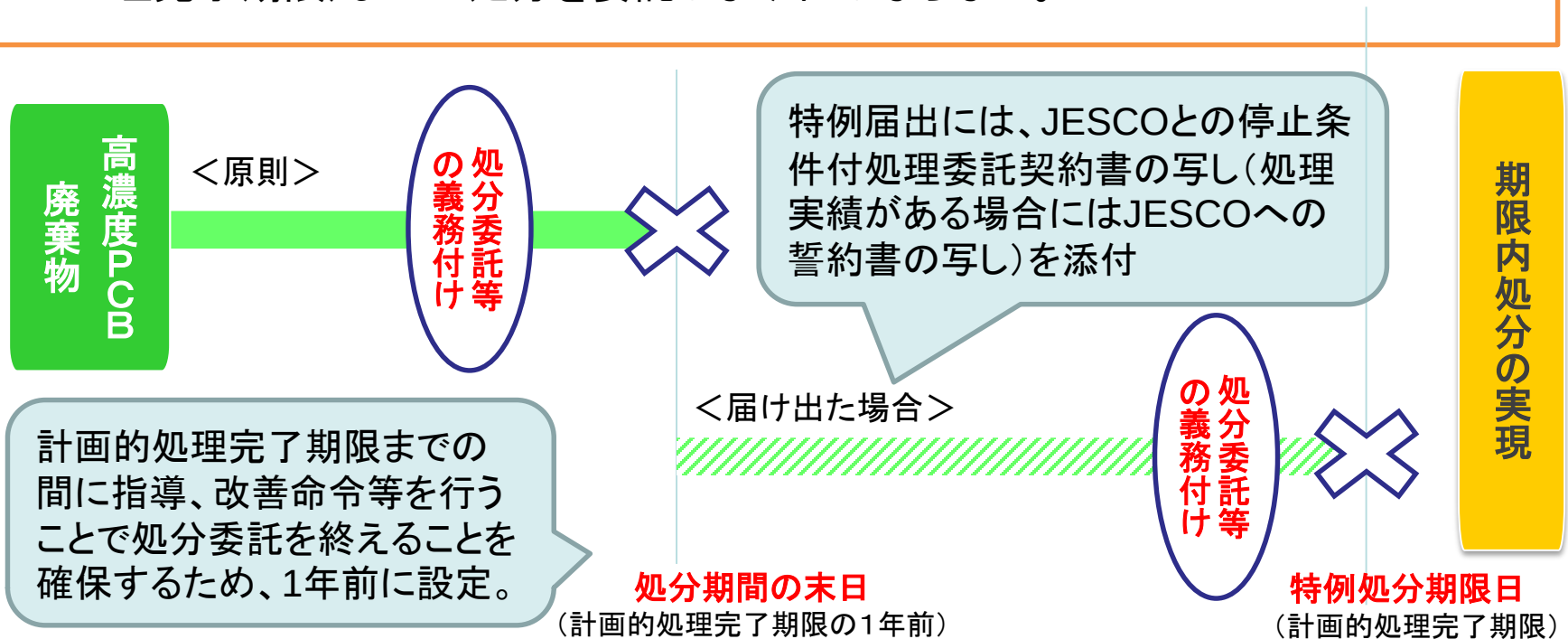
保管場所の変更の制限

- 保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない。

例外: 廃棄物ごとに定められたJESCOの事業エリア内での変更等
⇒ ただし、変更後10日以内に、変更前と変更後の自治体に届出が必要

高濃度PCB廃棄物の期限内の処分①(法第10条)

- 保管事業者は、高濃度PCB廃棄物について、処分期間内(＝計画的処理完了期限の1年前まで)に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。
- 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、都道府県知事に届け出なければならない。
- 特例処分期限日(＝計画的処理完了期限)までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者については、特例処分期限日(＝計画的処理完了期限)までに処分を委託しなければならない。



高濃度PCB廃棄物の期限内の処分②(法第10条・施行令6条)

[高濃度PCB廃棄物の処分期間]

※低濃度PCB廃棄物の処分期間は平成39年3月31日まで

大阪事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成33年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北九州事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成30年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで

北海道(室蘭)事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

東京事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成35年3月31日まで

豊田事業エリア

変圧器・コンデンサー等 平成34年3月31日まで
照明器具の安定器* 平成33年3月31日まで



※マークは処理施設の場所です。

*安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部を除く)

特に、北九州事業地域(中国・四国・九州・沖縄)の変圧器・コンデンサーについては、すでに処分期間を迎えており、計画的処理完了期限も残り1年を切っている。

改善命令違反となれば罰則(3年以下の懲役もしくは1000万円以下)が適用される可能性。
また、期間後の処分は事実上困難。



指導・助言、改善命令、行政代執行(法第11条～第13条)

指導・助言

- 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導・助言をすることができる。

改善命令

- 保管事業者が処分期間内(届出をした場合は特例処分期限日まで)に高濃度PCB廃棄物の処分を委託しない場合、環境大臣又は都道府県知事は処分その他必要な措置を命ずることができる。

改善命令に違反した場合

⇒3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科

行政代執行

- 改善命令を受けた保管事業者が処分しない場合、保管事業者が不明の場合、改善命令を出す暇がない場合には、環境大臣又は都道府県知事は、自ら処分その他必要な措置を行うことができる。この場合、費用は保管事業者から徴収できる。

※代執行により、都道府県知事等から求償された費用を保管事業者が支払う場合は中小企業者等に対する費用負担軽減(後述)を受けることはできない。

自治体が代執行する場合、JESCOは自治体から受託する形となる。

国は、自治体が行政代執行を行う場合に必要な支援を行うとともに、関係事業者に対し、PCB廃棄物処理基金への出えんについて協力を求める。

(参考)北九州事業エリアの自治体による行政処分等の実施状況【概況】

- 現時点で、改善命令又は代執行の対象となる可能性が高い事案が北九州事業地域全体で14件存在(自治体数としては10県市)。詳細な状況は下記のとおり。
- 改善命令を経るものを含め、平成30年中には代執行による搬入まで完了する予定。

	概要	件数
保管事業者が存在し改善命令を発出	資金不足や自治体の指導に従わず処分委託を行わない保管事業者に対して改善命令を発出したもの。6月中旬に全国初となる命令が1件発出、その後、7月に5件、8月に1件、9月に1件発出。なお、 <u>7月に命令発出された1件は9月に命令履行完了</u> 。	8件
実質的に保管事業者不存在であるが改善命令を発出の上代執行を予定	<u>上記8件の改善命令事案のうち、保管事業者としての法人登記が残っているが当該保管事業者が実質的に存在しない(休眠状態)もの</u> 。これらの事案は代執行を予定しているが、登記が残されているため、まず命令を経る必要があった。	(上記のうち) 2件
保管事業者不存在により代執行を予定	保管事業者が既に破産している等の理由により、改善命令を経ずに直接代執行を実施するもの。すべての事案について代執行の前提となる公告を実施済み。	7件

- 全体15件のうち4件が今年度に入ってから発覚した事案。
- 全体15件のうち何らかの形で予算確保済みの事案が8件、補正予算により対応予定の事案が7件。自治体数では前者が5県市、後者が5県市。

低濃度PCB廃棄物(法第14条、第15条)

処分期限

- 高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物(低濃度PCB廃棄物)については、平成39年3月末までに自ら処分し、又は処分を委託しなければならない。

低濃度PCB廃棄物については、これまでの期限から変更なし。

高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、指導及び助言の規定、改善命令の規定は、低濃度PCB廃棄物について準用される。

低濃度PCB廃棄物についての改善命令が発出されるのは、平成39年3月末までに処分委託されなかったとき。

譲り渡し及び譲受けの制限

- PCB廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則禁止されている。

例えば、PCB廃棄物の保管場所の土地・建物の売買が行われた場合でも、PCB廃棄物の保管事業者が自動的に買い主に移行することはない。

例外として譲渡し及び譲受けが認められる場合

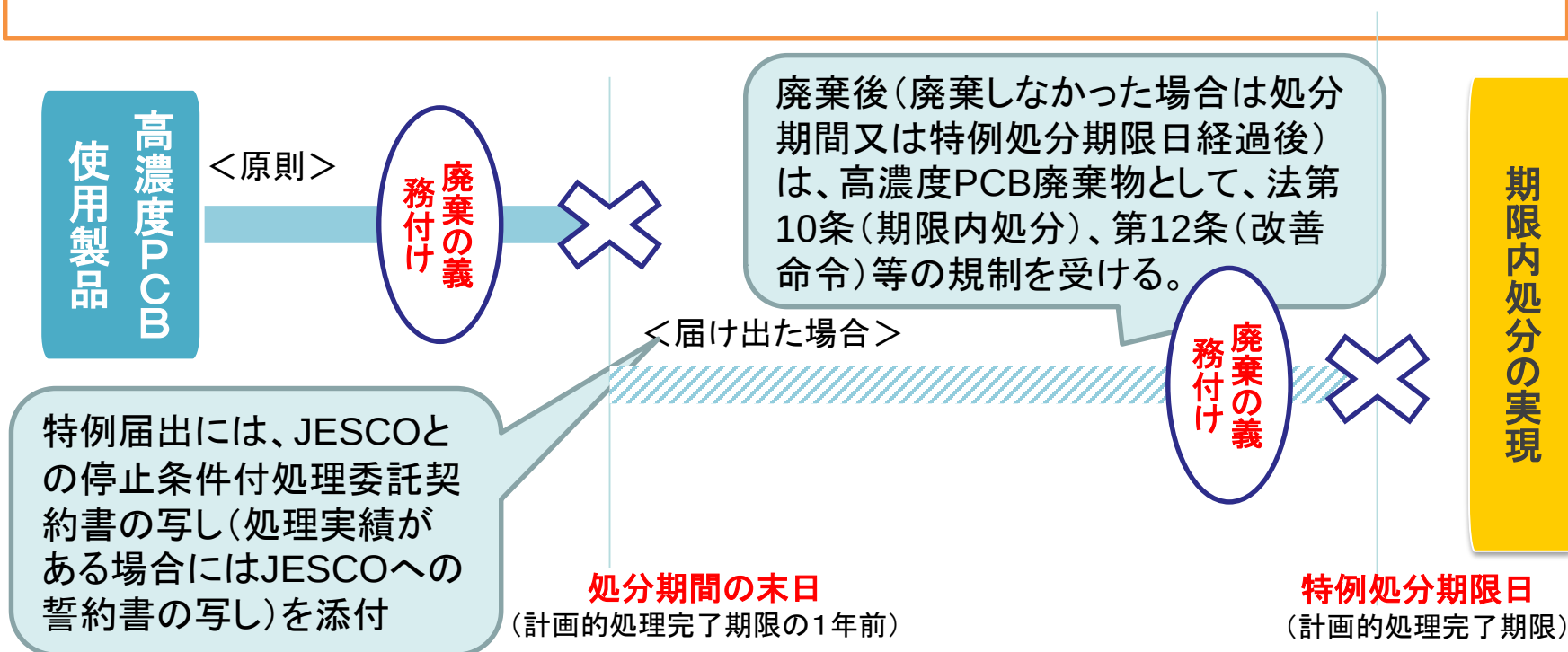
- 地方公共団体に対して譲り渡す場合及び地方公共団体が譲り受ける場合
- 保管事業者、特別管理産業廃棄物処理業者がPCB廃棄物の処理を委託する場合
- 特別管理産業廃棄物処理業者又は無害化処理認定業者がPCB廃棄物の収集運搬又は処分を受託する場合
- PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合
- 保管事業者が確実かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合

処理業者に対して処理委託をする場合以外は、いずれにせよ所管する都道府県市への相談が必要。

また、譲り受けた日から30日以内に、様式第8号による届出書をPCB廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

高濃度PCB使用製品の規制①(法第18条)

- 所有事業者は、処分期間内(＝計画的処理完了期限の1年前まで)に高濃度PCB使用製品を廃棄(＝使用を停止し、廃棄物として取扱)しなければならない。
- 特例処分期限日(＝計画的処理完了期限)までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た所有事業者については、特例処分期限日(＝計画的処理完了期限)までに廃棄しなければならない。
- 処分期間内(特例届出をした場合は特例処分期限日まで)に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなす。



高濃度PCB使用製品の規制②(法第19条、第20条)

高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、特例届出の変更の規定、指導及び助言の規定、承継の規定、報告徴収の規定、立入検査の規定は、高濃度PCB使用製品について準用される。

高濃度PCB使用製品については、保管場所の変更の制限の規定、改善命令の規定、行政代執行の規定、譲り渡し及び譲り受けの制限の規定は準用されない。

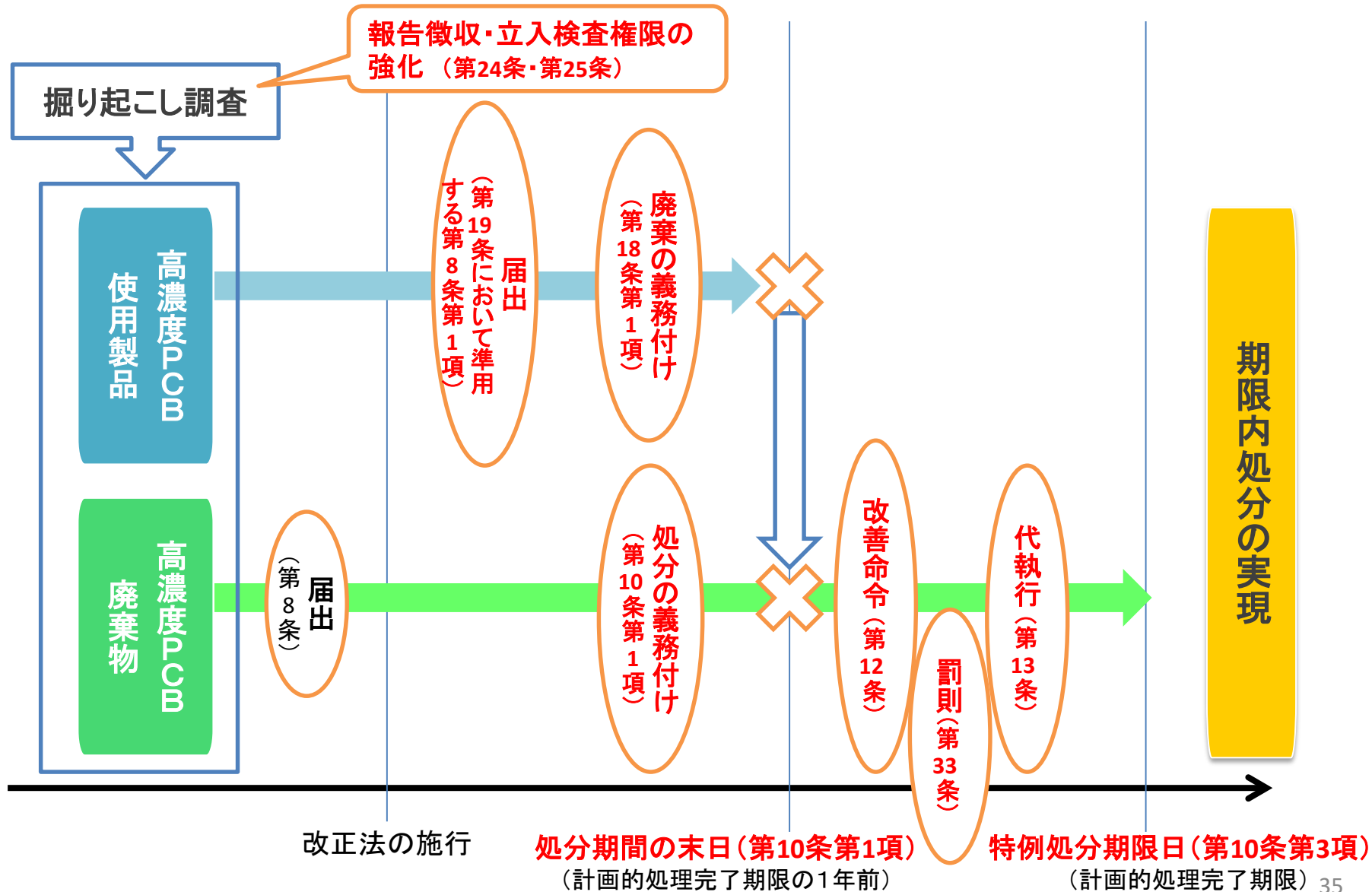
電気工作物の特例

- 電気事業法に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法の規定を適用せず、電気事業法の定めるところによる。
- 特例処分期限日(＝計画的処理完了期限)までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物については、高濃度PCB廃棄物とみなす。

高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法及び関連省令の規定に基づき、PCB特別措置法と同様の措置を講じる。
⇒事業者に対する監督は、経済産業省産業保安監督部等が実施する。

改正法の措置のフローまとめ(赤字が28年改正の追加的措置)

政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定にて策定(第6条)



(参考)PCB特措法省令改正による届出等の様式①

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第1号(一)	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第1号(二)	PCB廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第2号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者又はPCB廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から10日以内
様式第3号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第4号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全てのその他のPCB廃棄物の処分又は全ての高濃度PCB使用製品の廃棄が完了した日から20日以内
様式第5号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けようとする場合(処分期間までに限る。)
様式第6号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用に関する変更があった日から10日以内
様式第7号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(地位の承継を受けた者)	承継があった日から30日以内
様式第8号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(譲受者)	譲り受けた日から30日以内

(参考)PCB特措法省令改正による届出等の様式②

○様式第一号(一)

様式第一号(一)(第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(保管事業者及び所有事業者用)

平成 29 年 5 月 15 日

都道府県知事
(市長) 殿

届出者
住 所 ○○県○○市○○番○○号

氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 28 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所		
保管事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-×××-□□□□
保管の場所	①○○市○○番○○号 ②○○市○○番□□号 (※保管事業場内で複数の住所がある場合記入)		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処理業者との 調整状況	参考事項	
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	固い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等 のおそれ			
13-001	変圧器(トランス)	250	KVA 東京芝浦電気 (株)	SCTW-N	S46.5	不燃(性)油	H29.1	1	台	2100.0 kg	高濃度	なし	固い有、揭示 有	分別	機器ににじみ 跡有	H28.12登録 (s0000000000)	①に保管
13-002	コンデンサー(3kg以上)	70	KVA 日本コンデンサ 工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	H30.4	2	台	120.0 kg	高濃度	なし	固い有、揭示 有	分別	なし	H28.12登録 (s0000000000)	②に保管
13-003	コンデンサー(3kg以上)	100	KVA 東京芝浦電気 (株)	SRTR-A3FR	S43.1	シバノール	H30.4	1	台	78.0 kg	高濃度	なし	固い有、揭示 有	分別	なし	H28.12登録 (k0000000000)	②に保管

(参考)PCB特措法省令改正による届出等の様式③

○様式第四号

様式第四号(第十三条、第二十三条及び第三十一条関係)

(表面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書

平成 28 年 11 月 30 日

都道府県知事 殿
(市長)

届出者
住 所 ○○県○○市○○番○○号
氏 名 ○○工業株式会社 代表取締役 ○○ ○○
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ○○○-×××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄)を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	○○工業株式会社 △△△事業所		
事業場の所在地	○○県○○市○○番○○号		
連絡担当者	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-×××-□□□□

(保管の場所/ 所在の場所)	○○県○○市○○番××号(※保管事業場の住所と保管場所の住所が異なる場合記入)
-------------------	---

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
16-001	コンデンサー(3kg以上)	70 KVA	日本コンデンサ工業(株)	TPB-36100R	S43.8	DF式	1 台	60.0 kg	高濃度	H28.11	中間貯蔵・環境安全事業(株)	

(日本工業規格 A列4番)

(参考)PCB特措法省令改正による届出等の様式④

届出様式、記入要領及び記載例

＜環境省HPに掲載＞

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/todokede/index.html>



環境再生・資源循環

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [廃棄物・リサイクル対策](#) > [廃棄物処理の現状](#) > [PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出](#)

PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出

PCB特別措置法の保管状況等の届出様式

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

[様式第1号\(1\) \[XLSX 55KB\]](#) [様式第1号\(1\) \[DOC 101KB\]](#)

[様式第1号\(2\) \[XLSX 36KB\]](#) [様式第1号\(2\) \[DOC 62KB\]](#)

[様式第2号 \[XLSX 33KB\]](#) [様式第2号 \[DOC 47KB\]](#)

[様式第3号 \[XLSX 26KB\]](#) [様式第3号 \[DOC 44KB\]](#)

[様式第4号 \[XLSX 33KB\]](#) [様式第4号 \[DOC 56KB\]](#)

[様式第5号 \[XLSX 30KB\]](#) [様式第5号 \[DOC 49KB\]](#)

[様式第6号 \[XLSX 13KB\]](#) [様式第6号 \[DOC 33KB\]](#)

[様式第7号 \[XLSX 42KB\]](#) [様式第7号 \[DOC 65KB\]](#)

[様式第8号 \[XLSX 37KB\]](#) [様式第8号 \[DOC 57KB\]](#)

+ 環境省のご案内

- 政策分野・行政活動

- [お知らせ一覧](#)
- [政策分野一覧](#)
- [審議会・委員会等](#)
- [環境省政策会議](#)
- [重点施策・予算情報](#)
- [税制改正関係情報](#)
- [行政事業レビュー](#)
- [政策評価](#)
- [国会提出法律案](#)
- [公文書管理](#)
- [府省共通公開資料等](#)
- [大臣官房のお知らせ](#)

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

(参考)掘り起こし調査に関する都道府県の相談窓口

都 道 府 県			
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5192
青森県	環境生活部	環境保全課	017-734-9248
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	019-629-5366
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県	生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県	環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2236
福島県	生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県	県民生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県	環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県	環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県	環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3148
千葉県	環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都	環境局資源循環推進部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県	環境農政局環境部	資源循環推進課	045-210-4151
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県	生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県	生活環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県	安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0318
山梨県	森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県	環境部	資源循環推進課	026-235-7187
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県	くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県	環境部	資源循環推進課	052-954-6236
三重県	環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府	環境部	循環型社会推進課	075-414-4718
大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9583
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3281
奈良県	くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県	環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県	生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7684
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-5261
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県	環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県	県民環境部	環境指導課	088-621-2269
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3229
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県	林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県	環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県	県民環境部	循環型社会推進課	0952-25-7108
長崎県	環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県	環境生活部環境局	循環社会推進課	096-333-2278
大分県	生活環境部	循環社会推進課	097-506-3135
宮崎県	環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7083
鹿児島県	環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県	環境部	環境整備課	098-866-2231

(参考)掘り起こし調査に関する政令で定める市の相談窓口

政令で定める市

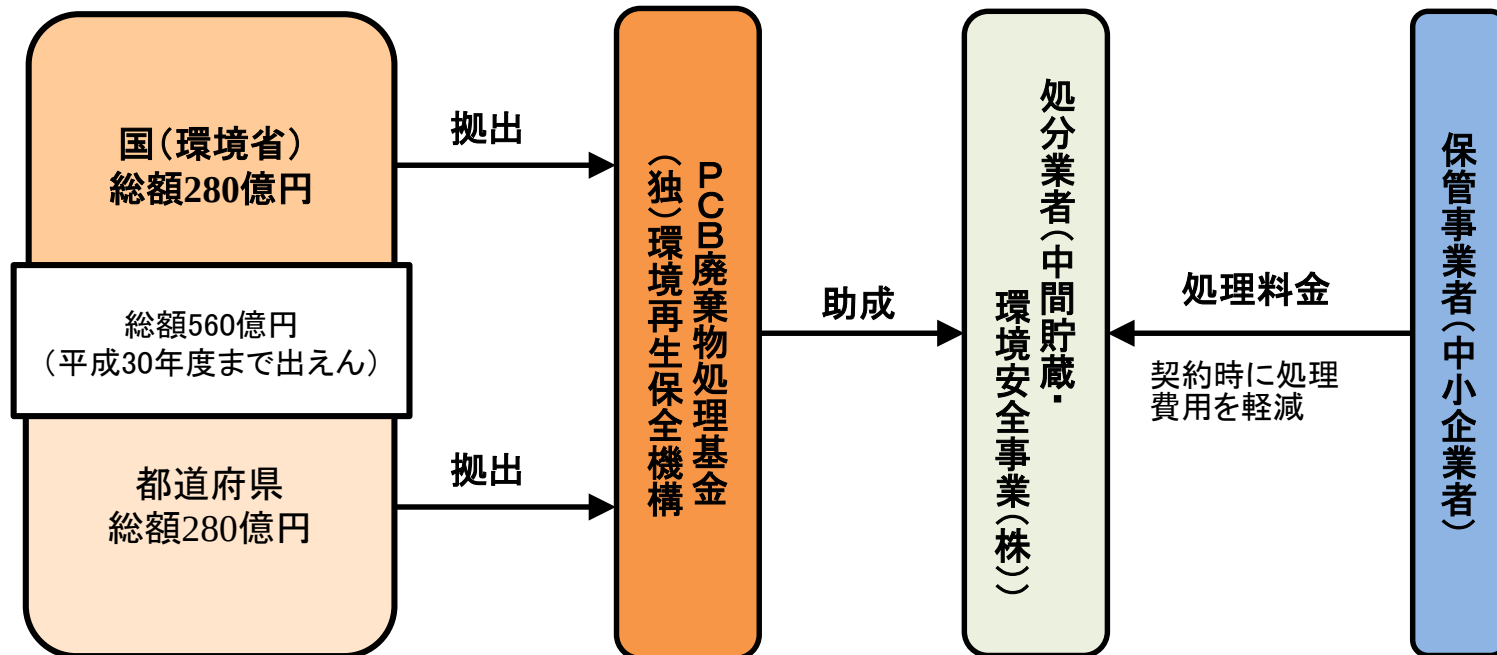
旭川市	環境部	環境指導課	0166-25-6369	大津市	環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
札幌市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927	京都市	環境政策局循環型社会推進部	廃棄物指導課	075-366-1394
函館市	環境部	環境対策課	0138-51-0740	大阪市	環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
青森市	環境部	廃棄物対策課	017-718-1086	堺市	環境局環境保全部	環境対策課	072-228-7476
八戸市	環境部	環境保全課	0178-51-6195	東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
盛岡市	環境部	廃棄物対策課	019-626-7573	高槻市	産業環境部	資源循環推進課	072-669-3695
仙台市	環境局廃棄物事業部	事業ごみ減量課	022-214-8235	枚方市	環境部	環境総務課	072-807-6211
秋田市	環境部	廃棄物対策課	018-888-5713	豊中市	環境部	事業ごみ指導課	06-6858-3070
福島市	環境部	廃棄物対策課	024-529-5266	八尾市	経済環境部	産業廃棄物指導課	072-924-3775
郡山市	生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171	神戸市	環境局	事業系廃棄物対策部	078-322-6428
いわき市	生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604	姫路市	環境局美化部	産業廃棄物対策課	079-221-2405, 2418
宇都宮市	環境部	廃棄物対策課	028-632-2929	尼崎市	経済環境局環境部	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
前橋市	環境部	廃棄物対策課	027-898-5840	西宮市	環境局環境総括室	産業廃棄物対策課	0798-35-0185
高崎市	環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325	明石市	市民生活局環境室	産業廃棄物対策課	078-918-5784
さいたま市	環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607	奈良市	環境部	廃棄物対策課	0742-71-2226
川越市	環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007	和歌山市	市民環境局環境部	産業廃棄物課	073-435-1221
越谷市	環境経済部	産業廃棄物指導課	048-963-9188	鳥取市	環境局	環境・循環推進課	0857-20-3670
川口市	環境部	産業廃棄物対策課	048-228-5380	松江市	環境保全部	廃棄物対策課	0852-55-5671
千葉市	環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682	岡山市	環境局環境部	産業廃棄物対策課	086-803-1303, 1304
船橋市	環境部	廃棄物指導課	047-436-3812	倉敷市	環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
柏市	環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696	広島市	環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225, 2226
八王子市	資源循環部	廃棄物対策課	042-620-7458	呉市	環境部	環境政策課	0823-25-3302
横浜市	資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513	福山市	経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
川崎市	環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2581	下関市	環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
横須賀市	資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523	高松市	環境局	環境指導課	087-839-2380
相模原市	環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8358	松山市	環境部	廃棄物対策課	089-948-6959
新潟市	環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411	高知市	環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	北九州市	環境局環境監視部	環境監視課	093-582-2175
金沢市	環境局	環境指導課	076-220-2521	福岡市	環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
長野市	環境部	廃棄物対策課	026-224-7320	大牟田市	環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
岐阜市	環境事業部	産業廃棄物指導課	058-214-2170	久留米市	環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
静岡市	環境局	廃棄物対策課	054-221-1364	長崎市	環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
浜松市	環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110	佐世保市	環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
名古屋市	環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392	熊本市	環境局資源循環部	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2365
豊田市	環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710	大分市	環境部	廃棄物対策課	097-537-7953
豊橋市	環境部	廃棄物対策課	0532-51-2407	宮崎市	環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
岡崎市	環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871	鹿児島市	環境局資源循環部	廃棄物指導課	099-216-1289
				那覇市	環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

4. PCB廃棄物処理推進に係る各種制度等

中小企業者等の負担軽減措置

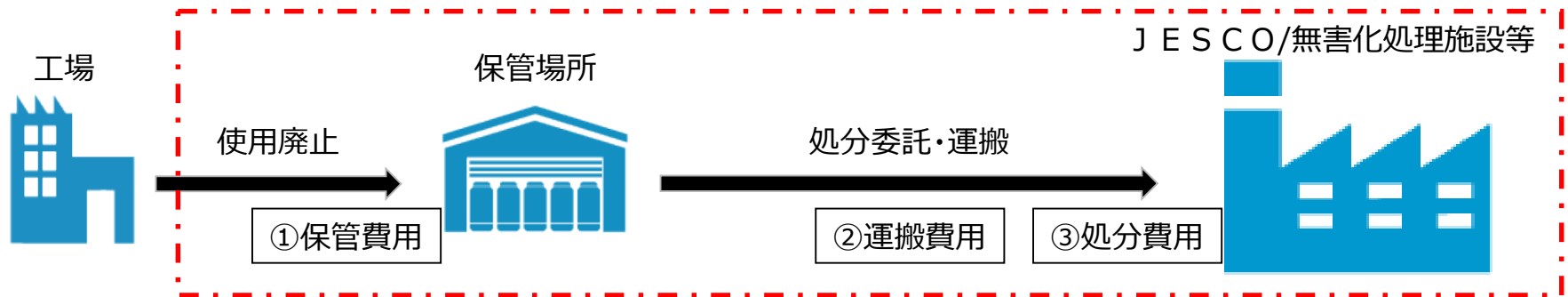
- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている（詳細はJESCOによる発表）。
- 中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%**を軽減している。

基金による中小企業者助成の流れ（イメージ）



日本政策金融公庫における貸付制度（PCB廃棄物処理に係る運転資金）

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



貸付対象とする費用の範囲

- ① 処理委託まで保管に係る費用
- ② 処理施設までの運搬費用
- ③ 処分にかかる費用（JESCOの70%補助分は除く）

貸付利率

- 高濃度PCB：特別利率③ 0.31%～
- 低濃度PCB：基準利率 1.21%～

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口①

◆北海道地方

札幌支店 〒060-0001札幌市中央区北1条西2-2-2(北海道経済センタービル)	中小企業事業 011-281-5221
函館支店 〒040-0065函館市豊川町20-9	中小企業事業 0138-23-7175
旭川支店 〒070-0034旭川市四条通9-1704-12(朝日生命旭川ビル)	中小企業事業 0166-24-4161
釧路支店 〒085-0847釧路市大町1-1-1(道東経済センタービル)	中小企業事業 0154-43-2541

◆東北地方

青森支店 〒030-0861青森市長島1-5-1(AQUA青森長島ビル)	中小企業事業 017-734-2511
盛岡支店 〒020-0024盛岡市菜園2-7-21	中小企業事業 019-623-6125
仙台支店 〒980-8452仙台市青葉区中央1-6-35(東京建物仙台ビル)	中小企業事業 022-223-8141
秋田支店 〒010-0001秋田市中通5-1-51(北都ビルディング)	中小企業事業 018-832-5511
山形支店 〒990-0042山形市七日町3-1-9(山形商工会議所会館)	中小企業事業 023-641-7941
福島支店 〒960-8031福島市栄町6-6(NBFユニックスビル)	中小企業事業 024-522-9241

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口②

◆北関東信越地方

水戸支店 〒310-0021水戸市南町3-3-55	中小企業事業 029-231-4246
宇都宮支店 〒320-0813宇都宮市二番町1-31	中小企業事業 028-636-7171
前橋支店 〒371-0023前橋市本町1-6-19	中小企業事業 027-243-0050
さいたま支店 〒330-0802さいたま市大宮区宮町1-109-1(大宮宮町ビル)	中小企業事業 048-643-8320
新潟支店 〒950-0088新潟市中央区万代4-4-27(NBF新潟テレコムビル)	中小企業事業 025-244-3122
松本支店 〒390-0811松本市中央1-4-20(日本生命松本駅前ビル)	中小企業事業 0263-33-0300

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口③

◆東京南関東地方

千葉支店 〒260-0028千葉市中央区新町1000(センシティタワー)	中小企業事業 043-243-7121
東京支店 〒100-0004千代田区大手町1-9-4(大手町フィナンシャルシティ ノースタワー)	中小企業営一事業03-3270-1282 中小企業営二事業03-3270-7994 中小企業営三事業03-3270-6801
新宿支店 〒160-0023新宿区西新宿1-14-9	中小企業事業 03-3343-1261
大森支店 〒143-0016大田区大森北1-15-17	中小企業事業 03-5763-3001
池袋支店 〒170-0013豊島区東池袋1-24-1(ニッセイ池袋ビル)	中小企業事業 03-3986-1261
千住支店 〒120-0036足立区千住仲町41-1(三井生命北千住ビル)	中小企業事業 03-3870-2125
立川支店 〒190-8551立川市曙町2-8-3(新鈴春ビル)	中小企業事業 042-528-1261
横浜支店 〒231-8831横浜市中区南仲通2-21-2	中小企業事業 045-682-1061
厚木支店 〒243-8575厚木市中町3-11-21(明治安田生命厚木ビル)	中小企業事業 046-297-5071
甲府支店 〒400-0031甲府市丸の内2-26-2	中小企業事業 055-228-5790

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口④

◆東海北陸地方

富山支店 〒930-0004富山市桜橋通り2-25(富山第一生命ビル)	中小企業事業 076-442-2483
金沢支店 〒920-0919金沢市南町6-1(朝日生命金沢ビル)	中小企業事業 076-231-4275
福井支店 〒918-8004福井市西木田2-8-1(福井商工会議所ビル)	中小企業事業 0776-33-0030
岐阜支店 〒500-8844岐阜市吉野町6-31(岐阜スカイウイング37西棟)	中小企業事業 058-265-3171
静岡支店 〒420-0851静岡市葵区黒金町59-6(大同生命静岡ビル)	中小企業事業 054-254-3631
浜松支店 〒430-7723浜松市中区板屋町111-2(浜松アクトタワー)	中小企業事業 053-453-1611
名古屋支店 〒450-0002名古屋市中村区名駅3-25-9(堀内ビル)	中小企業事業 052-551-5181
熱田支店 〒456-0025名古屋市長久区玉の井町7-30	中小企業事業 052-682-7881
岡崎支店 〒444-0043岡崎市唐沢町1-4-2(朝日生命岡崎ビル)	中小企業事業 0564-65-3025
津支店 〒514-0021津市万町津133	中小企業事業 059-227-0251

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口⑤

◆近畿地方

大津支店 〒520-0051大津市梅林1-3-10(滋賀ビル)	中小企業事業 077-524-3825
京都支店 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101(アーバンネット四條烏丸ビル)	中小企業事業 075-221-7825
大阪支店 〒530-0057大阪市北区曽根崎2-3-5(梅新第一生命ビルディング)	中小企業営一事業06-6314-7615 中小企業営二事業06-6314-7810
大阪西支店 〒550-0005大阪市西区西本町1-13-47(新信濃橋ビル)	中小企業事業 06-4390-0366
阿倍野支店 〒545-0053大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	中小企業事業 06-6623-2160
堺支店 〒591-8025堺市北区長曽根町130-23(堺商工会議所会館)	中小企業事業 072-255-1261
東大阪支店 〒577-0054東大阪市高井田元町2-9-2	中小企業事業 06-6787-2661
神戸支店 〒650-0044神戸市中央区東川崎町1-7-4(ハーバーランドダイヤニッセイビル)	中小企業事業 078-362-5961
奈良支店 〒630-8115奈良市大宮町7-1-33(奈良センタービルディング)	中小企業事業 0742-35-9910
和歌山支店 〒640-8158和歌山市十二番丁58	中小企業事業 073-431-9301

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口⑥

◆中国地方

鳥取支店 〒680-0833鳥取市末広温泉町723(鳥取県JA会館)	中小企業事業 0857-23-1641
松江支店 〒690-0887松江市殿町111(松江センチュリービル)	中小企業事業 0852-21-0110
岡山支店 〒700-0904岡山市北区柳町1-1-27(太陽生命岡山柳町ビル)	中小企業事業 086-222-7666
広島支店 〒730-0031広島市中区紙屋町1-2-22(広島トランヴェールビルディング)	中小企業事業 082-247-9151
下関支店 〒750-0016下関市細江町2-4-3	中小企業事業 083-223-2251

◆四国地方

徳島支店 〒770-0856徳島市中洲町1-58	中小企業事業 088-625-7790
高松支店 〒760-0023高松市寿町2-2-7(いちご高松ビル)	中小企業事業 087-851-9141
松山支店 〒790-0003松山市三番町6-7-3	中小企業事業 089-943-1231
高知支店 〒780-0834高知市堺町2-26(高知中央ビジネススクエア)	中小企業事業 088-875-0281

(参考) 日本政策金融公庫における貸付制度担当窓口⑦

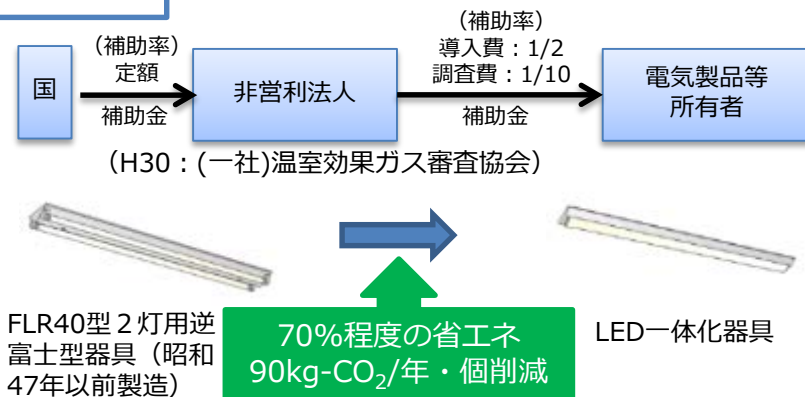
◆九州地方

福岡支店 〒812-0011福岡市博多区博多駅前3-21-12	中小企業事業 092-431-5296
北九州支店 〒802-0004北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10(大同生命北九州ビル)	中小企業事業 093-531-9191
佐賀支店 〒840-0816佐賀市駅南本町4-21	中小企業事業 0952-24-7224
長崎支店 〒850-0057長崎市大黒町10-4	中小企業事業 095-823-6191
熊本支店 〒860-0801熊本市中央区安政町4-22	中小企業事業 096-352-9155
大分支店 〒870-0034大分市都町2-1-12	中小企業事業 097-532-4106
宮崎支店 〒880-0805宮崎市橘通東3-6-30	中小企業事業 0985-24-4214
鹿児島支店 〒892-0821鹿児島市名山町1-26	中小企業事業 099-223-2221

PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の 2分の1 PCB使用照明器具の調査費用の 10分の1（平成30年度より追加）
- 補助対象：※地方公共団体、独立行政法人は対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 公募期間（平成30年度）：平成30年4月27日～平成31年1月31日15時
- 補助金交付団体：一般社団法人温室効果ガス審査協会 <http://www.gaj.or.jp/>

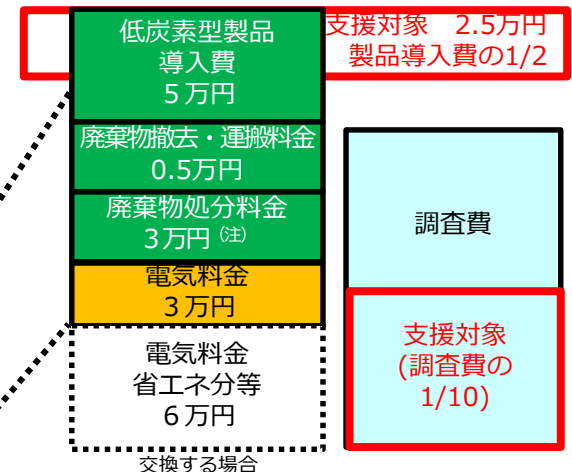
事業スキーム



事業イメージ

照明器具の10年間
使用時のコスト比較
（照明器具1灯当たり）

（注）中小企業者が処分料金の70%を助成された際の自己負担分



5. PCB廃棄物等の発見事例等

PCB 廃棄物等の発見時の特徴

- ◆ 変圧器・コンデンサー等の発見場所としては、電気室、キュービクル、倉庫で保管されていた事例が多い。
- ◆ 人が普段立ち入らない場所は要注意。
- ◆ 使用しなくなったボイラー室、使用されていない工場、管理されていない空きスペース、廃工場、廃墟ビル、廃業した旅館/ホテル、廃業した会社の倉庫等の場所で発見された事例がある。
- ◆ 安定器の発見場所としては、電気室が最も多いが、倉庫、天井裏、押入れ等の多岐に亘る結果となっている。
- ◆ 安定器については、蛍光灯器具内に残置されている状態や配管スペースに蛍光灯器具が設置されている場合など、様々な状態で設置又は残置されている可能性がある。

電気室に保管されていた事例

電気室壁面に立て掛けられた資材の陰に保管された状態



電気室の空きスペースに乱雑に放置された状態



留意点

- 電気室、特に設置時期が昭和40年代の古い高圧受電設備のある電気室で保管されている可能性がある。
- 壁面等の資材の陰等、一見してわかりにくいところに保管されている可能性もある。
- 電気室では、使用中の電気設備の隙間に保管されている可能性がある。

キュービクルに保管されていた事例

使用中のキュービクル内に保管された状態



留意点

- 長期間の保管の間に引継ぎが滞る場合がある。
- 屋外のキュービクル等、保管事業者が普段立ち入らない場所に保管されている可能性がある。
- 事業者と電気保安関係者間で情報共有がされていない場合、事業者が認識しないまま保管されている可能性がある。

倉庫に保管されていた事例①

屋外倉庫内で保管された状態



屋内倉庫内で保管された状態



留意点

- 解体工事業者が解体工事で発生したPCB廃棄物を保管している可能性がある。
- 事業者には、保管しているが、処分方法等がわからずにいる者が存在する可能性がある。
- 給湯室奥の倉庫など普段人が立ち入らない場所に保管されている可能性がある。
- 容器に収納して他のものと混在して保管されている可能性がある。

倉庫に保管されていた事例②

屋外倉庫内で容器に収納して
保管された状態



屋外コンテナ倉庫内で容器に
収納して保管された状態



留意点

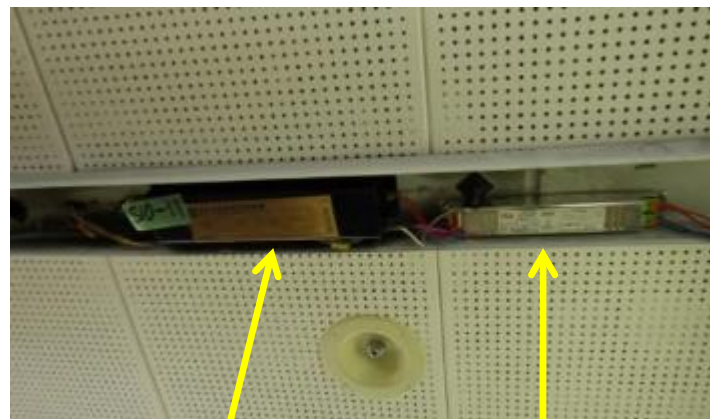
- 元々は倉庫ではない場所に保管されている可能性がある。
- 容器に収納して他のものと混在して保管されている可能性がある。
- 屋外コンテナ倉庫など普段人が近づかず立ち入らない場所に保管されている可能性がある。

LEDに交換した蛍光灯器具でPCB使用安定器が残置されていた事例

使用中蛍光灯器具に残置された状態



LED化照明器具内部（本体は未交換）



PCB使用安定器残置

LED電源装置



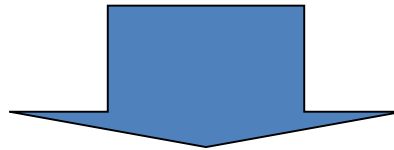
PCB使用安定器銘板

留意点

- 蛍光管のみをLED直管に交換した場合、器具本体は交換されず、器具内にPCB安定器が残置されている可能性がある。

北九州事業地域で確認された事例

- ◆ 倉庫等の片づけ(大掃除等)で偶然発見
- ◆ 建物の解体や電気設備の更新等の工事の際に発見
- ◆ 電気主任技術者の交代に伴い発見
- ◆ 保管事業者による思い込み、勘違い
- ◆ 書類や図面から漏れていたが、現場を確認したところ発見 等



- 保管事業者責任のもと、確認の徹底！
- 書面や図面だけでなく、現場での実地確認！